

東海北陸地方年金記録訂正審議会（第 11 回総会）議事録

○日時 令和 7 年 4 月 10 日（木） 13：25 ～ 13：56

○場所 名古屋合同庁舎第 1 号館 8 階 会議室

○出席者

中根会長、天野委員、大滝委員、加藤委員、木村委員、小寺委員、佐藤委員、杉原委員、内藤委員、船戸委員、宮田委員、安田委員、柚原委員、若松委員、渡辺委員

○議題

東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について

○報告事項

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○永原課長補佐 それでは定刻より少し早いですが、ただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第 11 回総会を始めさせていただきます。私は、東海北陸厚生局年金審査課課長補佐の永原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、お願いごととなりますが、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。それでは本題に入らせていただきます。

本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、中根会長に本日の総会の議事進行をしていただくこととなります。それでは中根会長、よろしくお願いいたします。

○中根会長 昨年度に引き続きまして、会長を務めさせていただきます中根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、本日ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。この審議会の委員の我々の役割というのは、公正公平かつ迅速に審議を行い、その結果を請求者の方、あるいは国民の皆様にと丁寧の説明することにあるというふうに考えております。委員の皆様には、それぞれの専門分野のご経験や知見を審議に十分に反映していただきまして、充実した審議を行っていただきますようお願い申し上げます。1 年間よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

まず始めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第9条に「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。本日の議題の議事内容及び報告事項については、特段、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。なお、発言に際しては個人情報に配慮していただきますようお願いいたします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。

なお、同条第4項の規定による議事録署名人として、私の他に、柚原委員と安田委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についての報告及び資料等の説明と確認をお願いします。

○永原課長補佐 それでは本日の総会の出席員数及び総会の成立についてご報告いたします。本日は、名越委員からご欠席とのご連絡をいただいております、委員総数16名に対しまして、15名の委員の方にご出席をいただいております。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。「座席表」「議事次第」に続きまして、資料1「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料2「東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長の指名について」、資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、参考資料「地方年金記録訂正審議会規則及び東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」をご用意させていただいております。資料等に不足がございましたらお申し出ください。ございませんか。

これに加え、本年4月に再任及び新任されました委員の皆様には、人事異動通知書を机の上にご用意させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんが、引き続きよろしくお願いいたします。

○中根会長 それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員と、本日出席の事務局職員のご紹介をしたいと思います。事務局からご紹介をお願いいたします。

○永原課長補佐 それではまず、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介します。資料1の委員名簿をご覧ください。名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。

天野智子委員です。大滝春義委員です。新任の加藤貴代美委員です。木村美恵子委員です。小寺佐智子委員です。佐藤文子委員です。杉原孝朗委員です。内藤広子委員です。中根紀裕委員です。名越陽子委員です。本日は欠席でございます。船戸淳委員です。宮田直美委員です。安田剛委員です。柚原肇委員です。若松優佳委員です。渡辺尚美委員です。以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。東海北陸厚生局長の込山です。年金管理官の西條です。年金審査課長の清水です。管理係長の伊藤です。そして、先ほども申し上げましたが私は年金審査課長補佐の永原です。

○中根会長 それでは、本日の議事に先立ちまして、込山東海北陸厚生局長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○込山厚生局長 恐れ入ります。皆さんこんにちは。東海北陸厚生局長の込山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

東海北陸地方年金記録訂正審議会第11回総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。まず中根会長をはじめ、審議会委員の皆様方には、日頃から年金事業の適正な運用と円滑な推進にご理解、ご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

また、今回、新たに審議会委員になられた先生方、またご再任をご了承いただきました先生方におかれましては、ご多忙の中、ご快諾頂戴いたしまして誠にありがとうございます。先生方のご尽力を賜りまして、引き続き年金記録訂正手続きを着実に実施して参りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年は令和7年ということでございまして、この審議会は平成27年4月に第1回総会を開催しておりますので、10年を経過した次第でございます。この間延べ578回の部会を開催いたしまして、記録訂正請求事務を順調に処理することができました。改めまして、先生方、皆様方のご尽力に、心より御礼を申し上げたいと思います。

最近の案件内容を見ていますと、こちらは先生方のほうがお詳しいかと思いますが、賞与に関する記録の問題であったり、また学生時代の保険料納付に関するお問い合わせといった案件もだんだん増えておりまして、内容面での変化も見られるところでございます。またとりわけ最近、定期便やねんきんネットといった、年金記録のお問い合わせに資する情報提供も整理されてきていることもありまして、受給者の方、受給者手前の方、いろいろご関心は非常に高くなっておりますので、ご請求の数が減るということは難しいのかなと私も感じているところでございます。そういったところで、先生方の皆様には大変ご苦勞、お手間をおかけするところでございますけれども、言うまでもなく国民の皆様の老後保障の要である年金制度、そしてその年金制度の基盤がまさに年金記録でございますので、引き続き、国民の皆様の権利回復のため、事務を公正的確にきちんと進め

ていきたいというふうに考えております。繰り返して恐縮ですが、先生方のご専門性を踏まえたご知見であったり、ご経験ご尽力にお頼り申し上げる次第でございますけれども、ご所属される部会でのご審議はもちろん、また本日のこの総会の場も使っていただきまして、是非忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。今後とも私どもについて、貴重なご助言を賜れればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○中根会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題は「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてです。地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされ、同規則第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は会長が指名する」とされ、同条第3項に、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名する」とされております。

これから、私の方で、会長代行、部会に属すべき委員、それぞれの部会長の指名を行いますので、事務局は資料を配布してください。

○中根会長 それでは、私から会長代行、部会に属すべき委員、それぞれの部会長の指名を行います。

まず、会長代行には、引き続き柚原委員を指名いたします。柚原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○柚原委員 よろしくをお願いいたします。

○中根会長 続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名します。本審議会には、4つの部会を設置しております。

第1部会は、佐藤委員、名越委員、宮田委員、渡辺委員で部会長は名越委員をお願いいたします。

第2部会は、大滝委員、内藤委員、安田委員、若松委員で部会長は安田委員をお願いいたします。

第3部会は、天野委員、加藤委員、木村委員、柚原委員で部会長は柚原委員をお願いいたします。

第4部会は、小寺委員、杉原委員、船戸委員、そして部会長は私、中根が務めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、東海北陸厚生局長から諮問のありました年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、何とぞよろしくお願いいたします。また、審議会総会は、必要な都度、私が招集することとなりますので、よろしくお願いいた

します。

続きまして、報告事項として「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」事務局から報告をお願いします。

○清水課長 本年4月より年金審査課長になりまして、業務を担当させていただきます清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着任後、日が浅いものですから、至らない点も多いかと思いますが、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りながら業務に取り組む所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆様のお手元にあります資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について(令和6年度)」を基に説明をさせていただきたいと思います。着座で説明をさせていただきます。

初めに、この資料に記載されております数値でございますけれども、令和7年3月分の集計がまだ終わっていない状況ですので、令和6年度につきましては、令和7年2月末時点での速報値となっておりますことを予めご了承ください。

それでは、資料の1ページをご覧くださいと思います。こちらは、当局管内における直近3か年度の年金記録訂正請求の受付処理状況の推移を掲載しているものになります。受付件数につきましては、令和4年度が369件、令和5年度は410件、令和6年度は7年2月末までで370件となっております。概ね400件前後の件数で推移をしております。ちなみに、令和6年度の7年2月までの受付件数の速報値は370件ですが、前年度同時期につきましては364件でしたので、微増ですが受付件数は6件増えている状況です。

制度別では、各年度とも厚生年金が受付件数の大半を占めており、次いで国民年金、脱退手当金の順となっております。また、これまでの総会でも説明があったかと思いますが、訂正請求の処理の流れにつきまして簡単に申し上げますと、請求者からの訂正請求は、まず、日本年金機構の年金事務所で受け付けをすることとなっております。年金事務所で調査確認が行われた後に、厚生労働省での判断が必要とされるものについては、我々厚生局に送付され処理をするという流れとなっております。その結果、当局での処理件数につきましては、令和4年度が105件、令和5年度は117件、令和6年度2月末までが67件といった結果となっております。

直近で年間件数が確定しているのは、中段にあります令和5年度の処理件数ということになるのですが、処理件数117件の内訳は、訂正決定が72件、不訂正決定が45件でした。制度別に見ますと、国民年金は処理件数21件のうち、不訂正決定が21件と、訂正決定はありませんが、令和4年度の数値または6年度の速報値にも表れておりますが、不訂正決定が多いといった傾向にございます。

また、令和5年度は全処理件数462件の約68%の314件は記録訂正が必要と判断できる、確実な証拠があるといったことなどにより、日本年金機構の方で処理をされております。近年の傾向とすると、そういった形が増えている状況でござ

います。なお、こちらの資料に記載の処理件数につきましては、処理した年度単位で計上しているものとなっており、受付の件数と処理の件数とは若干相違しておりますので、ご了承ください。

資料にはございませんが、日本年金機構から当局へ送付される受付件数は近年、横ばいとなっております。以前より、月に1回、各部会を開催させていただいておりましたが、令和4年度後半からは休会にさせていただく月もございます。年金記録の訂正請求が、今後どの位、当局に送られてくるかは何とも言えないところではありますけれども、今後も審議の予定がない月には休会とさせていただくこともありますので、予めご了承くださいければと思います。なお、委員の皆様方は大変お忙しいですしご都合もあろうかと思いますので、休会が決定した場合には、いち早くお伝えさせていただきたいと考えております。

次に2ページをご覧くださいと思います。こちらは、受付件数の推移ということで、ご存じのとおり当初、総務省年金記録確認中部地方第三者委員会にて年金記録の申し立て手続きが開始された以降、管内の受付件数の推移として検証してございます。平成22年度をピークに、その後減少が続き、平成30年度には一旦221件、1か月あたり18件となり減少しました。その後一旦増加しましたが、ここ3か年度は年400件前後、1か月あたり30件程度で推移をしております。

次に3ページをご覧くださいと思います。こちらは、年金記録の申し立て手続きが開始された以降の当局の処理件数の推移となります。先ほどの受付件数の推移と同様に、平成22年度から減少し、近年では月10件程度の処理状況となっております。

次に、4ページと5ページをご覧くださいと思います。こちらの資料の数値につきましては、昨年12月に開催されました第12回社会保障審議会年金記録訂正分科会において公表された資料の抜粋でございます。全国の厚生局処理事案を対象とした件数となっております。

まず、4ページの事案類型別の状況をご覧くださいと思います。詳細はこの表の一番左側に当たる部分ですが、令和4年度のほうを見ますと、厚生年金では、事案類型が①標準賞与額に係る訂正請求が制度別の割合で見ますと約7割、②被保険者期間に係る訂正請求が約2割弱、③標準報酬月額に係る訂正請求が約1割でした。右側の令和5年度においてもほぼ同じような比率であります。近年の厚生年金の主な訂正請求は、標準賞与額に係る訂正であることが分かるかと思います。また、国民年金のほうを見ますと、令和4年度、令和5年度においても⑤保険料納付に係る訂正請求が9割近い割合を占めております。

脱退手当金につきましては、支給期間の訂正が全期間か一部期間かということですが、すべて全期間の訂正を求めたものとなっております。

続いて5ページをご覧くださいと思います。5ページは、記録訂正の決定率をグラフにしたものです。やはり、厚生年金については決定率が高いことが、このグラフからもお分かりになるかと思います。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。こちらは、請求者の年

年齢階層別の状況になります。全国版の令和5年度における厚生局処理事案を対象とした件数となっております。

国民年金では、年金請求年齢に近い50歳から65歳の層の請求が多くみられますが、厚生年金に関しましては、30歳代の若い世代から65歳までと、広く分布していることが分かるかと思います。その要因としましては、一番請求の多い賞与の届出漏れや額の相違など報酬に係る請求が多いことが影響しているのではないかと考えております。

最後に、7ページをご覧いただきたいと思います。冒頭、1ページで当局管内の受付処理状況を説明させていただきましたが、こちらは、全国に11か所ございます各厚生局・分室ごとの受付処理状況でございます。

当局の処理件数は、網掛けしてあります⑦列になりますが、全国の処理件数につきましては、表の一番右側の網掛けの一番上に、758件とあります。当局はそのうちの67件ということで、全国に占める割合は8.8%となっております。

また、当局の特徴としましては、表の下から2行目に、機構記録訂正の処理率の記載がございます。一番右の欄の機構記録訂正処理率の全国平均が76.5%ということで、当局では70.3%となっております。昨年度の同時期は66%ということでしたので、若干70.3ということで、改善されているのではないかと考えております。そういった意味でも、平均値を下回っている状況ですが、機構での処理率が低いということは、逆に厚生局での判断を必要とする事案が多いという裏返しにもなります。それだけ当局においては難しい事案が多いといった傾向にあるという分析をしております。

このような現状ではありますが、委員の皆様方におかれましては、精力的にご審議をいただいていることに、この場を借りまして感謝を申し上げます。

また、本年度におきましても、昨年度同様、委員の皆様の忌憚のないご意見、活発なご議論を賜りますようお願いしまして、請求訂正の受付・処理状況の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中根会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について何かご質問等があればご発言をお願いいたします。

○中根会長 よろしいでしょうか。

以上で報告事項について終了いたします。これで本日予定していた議題及び報告事項は、全て終了しました。

○永原課長補佐 中根会長、ありがとうございました。これをもちまして、第11回東海北陸地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。